

第3期渋川市障害者計画及び 第4期渋川市障害福祉計画

概 要 版



平成27年3月
渋川市

(1) 計画策定の趣旨

わが国では、平成19年に国連総会において障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」）の署名後、締結に向け障害福祉に係る国内法の整備を進めてきました。

平成23年の障害者基本法の改正では、日常生活や社会生活で、障害のある人が受ける社会的障壁を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うことを盛り込みました。平成24年には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）を制定し、さらに、平成25年に相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消を目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）を制定しました。雇用の分野においては、障害のある人への雇用に関し差別禁止を推進するため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正障害者雇用促進法」という。）を制定しました。

これらの法整備を踏まえ、平成26年1月20日、障害者権利条約を批准し、同条約は平成26年2月19日から効力を生ずることとなりました。

こうした中、国では、障害者*施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（平成25年度～29年度）」を平成25年9月に策定し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援施策に対し一層の推進を図っています。

本市では、「ノーマライゼーション*の推進」を基本理念に掲げ、「第1期渋川市障害者計画（平成19年度～23年度）」、「第1期渋川市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」、「第2期渋川市障害者計画及び第3期渋川市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」により、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとし、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会を目指してきました。

この度、両計画の計画期間が終了することから、国の新たな制度を踏まえた上で、本市の障害者施策の方向性を定める「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、策定にあたっては、国の「障害者基本計画（平成25年度～平成29年度）」の動向や平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」を踏まえるとともに、「渋川市総合計画基本構想（平成20年度～29年度）」での障害者福祉分野の個別計画と整合性を図り策定します。さらに、平成27年3月に策定される県の「バリアフリーぐんま障害者プラン6」とも整合性を図った上で策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

(4) 計画のテーマと基本目標

本計画は「ノーマライゼーションの推進」を基本理念として、「地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！」をテーマとして掲げます。

また、全ての人々が疎外されることなく社会の構成員として、共に生き共に支え合う地域社会（インクルージョン*）を目指します。

基本理念

ノーマライゼーション の推進

計画のテーマ

地域での支え合いをもとに、障害のある人もない人も、その人らしく暮らしていける“ほっと”なまち渋川市を、市民みんなの力でつくっていきましょう！

基本目標

- 1 理解とふれあいをめざして
- 2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして
- 3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして
- 4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして
- 5 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして
- 6 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

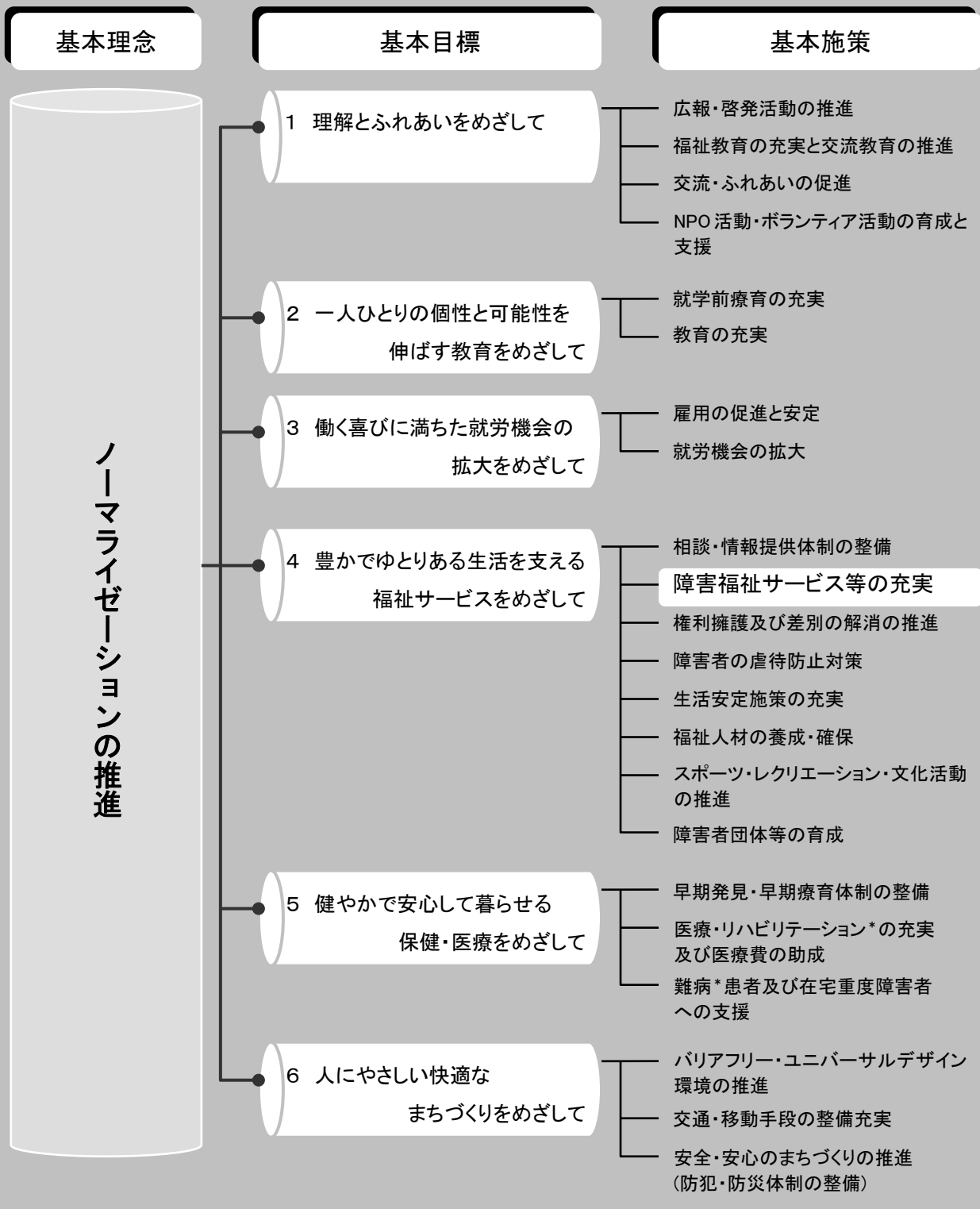
施策展開の基本的視点

- 1 ノーマライゼーションの実現
- 2 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本人の総合的な支援
- 3 地域社会における共生社会の実現に向けた社会参加支援
- 4 地域生活への移行の促進
- 5 地域の多様な障害福祉施策に応じた市民への周知及び活用
- 6 就労支援策の充実による就労機会の拡大
- 7 生活環境すべてにおけるバリアフリー*化の推進及びユニバーサルデザイン*の導入
- 8 権利擁護*及び差別の解消の推進

(5) 施策の体系

障害者計画と障害福祉計画の位置づけ

渋川市障害者計画(障害者基本法による)



渋川市障害福祉計画 【障害者総合支援法等によるサービス】

基本目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 福祉施設から一般就労への移行
- 3 地域生活支援拠点等の整備

障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- 計画相談支援・地域相談支援
- 障害児支援
- その他のサービス

地域生活支援事業

- 相談支援事業等
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター*
- その他の事業

■障害者計画と障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービス等に関する実施計画的な位置づけとなっています。

2

障害者計画

(1) 基本目標1 理解とふれあいをめざして

- 啓発活動を行い「こころのバリアフリー*」を実現していくとともに、さらに、精神障害*、知的障害*、発達障害*及び難病等についても地域社会で理解を得られるよう働きかけます。
- 児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、障害者本人、保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限り障害者本人の意思を尊重します。また、教育においては「インクルーシブ教育*」に基づき、合理的配慮*をした上で、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べる場を増やします。
- 障害のある人とない人がふれあう場である「社会福祉センター（ほっとプラザ）」を障害のある人に対する理解を深める拠点として、一層の活用を図ります。
- NPO*・ボランティア団体と情報を共有し、連携した事業を展開するとともに、市民が参加しやすい福祉活動を増やし、NPO・ボランティア団体と市民が一体となり福祉活動が行えるよう育成・支援を行います。

基本施策1

広報・啓発活動の推進

基本施策2

福祉教育の充実と交流教育の推進

基本施策3

交流・ふれあいの促進

基本施策4

NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

(2) 基本目標2 一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育をめざして

- 保育士・教諭など、指導者の人材確保のため教育関係機関等と連携するとともに、障害のある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障害児支援の強化に努めます。また、発達障害に関し概念が拡大していることから、情報共有等を行うことにより早期に発見することも可能となっているため、相談支援事業において保護者への支援方法等の充実を図ります。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、発達障害等に対応できる教職員の育成や学習障害*・注意欠陥多動性障害*等、通級指導教室運営事業の充実を図ります。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や教育支援体制を整え、障害のある子どもへの一貫した支援就学指導体制を整え障害児支援の強化を図ります。

基本施策1

就学前療育の充実

基本施策2

教育の充実

(3) 基本目標3 働く喜びに満ちた就労機会の拡大をめざして

- 障害のある人の就労支援、就労後定着までの相談支援を充実させるなど、公共職業安定所や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。
- 就労の知識及び能力の向上を図るとともに、関係機関と連携し就労機会の拡大のための環境整備の推進を図ります。

基本施策1

雇用の促進と安定

基本施策2

就労機会の拡大

(4) 基本目標4 豊かでゆとりある生活を支える福祉サービスをめざして

- 相談支援事業所で相談や情報提供を行うとともに、渋川広域障害福祉なんでも相談室*を基幹相談支援センター*として、総合的な相談業務、成年後見制度*利用支援事業、福祉施設からの地域移行支援及び移行後の地域定着支援等の充実を図ります。
- 障害のある一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障害のある人が地域で自立した共同生活や社会生活を送れるよう支援します。
- 関係機関と連携を図り判断能力が不十分な人の権利擁護を行うとともに、支援を必要とする人に充実したサービス提供ができるよう体制を整えます。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政サービス等における合理的配慮に努め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 障害のある人があらゆる虐待の被害に遭うことがないように、障害者虐待防止センターを基盤とし、早期に発見する体制を強化するとともに、被害に遭った障害のある人の保護やその後のサポート、さらに養護者へのサポートを行います。
- 年金・各種手当制度及び住まい等の情報提供を行い、地域で安定した社会生活ができるよう努めます。さらに、施設から地域生活へ移行する障害のある人の支援を行います。
- 地域住民が障害のある人に対する理解を促進する上でも、福祉サービスの担い手の確保は重要であることから積極的に人材養成を行います。
- 障害のある人が各種文化活動等への参加しやすい環境を整備するとともに、障害のある人とない人との交流やふれあいの場の機会を提供し、文化活動等の推進を図っていきます。
- 障害者団体やボランティア団体の自立性を育成し、障害者の社会参加を促進します。

基本施策1

相談・情報提供体制の整備

基本施策2

障害福祉サービス等の充実

基本施策3

権利擁護及び差別の解消の推進

基本施策4

障害者の虐待防止対策

基本施策5

生活安定施策の充実

基本施策6

福祉人材の養成・確保

基本施策7

スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

基本施策8

障害者団体等の育成

(5) 基本目標5 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

- 障害の早期発見・早期療育体制の推進を図るとともに、発達障害や精神障害等についても関係機関との連携を一層強め、一貫したサービスが受けられる体制を整えます。
- 医師・保健師・看護師等における相談体制を障害特性等に配慮し充実させるとともに、医療費助成を行い障害のある人及び障害者世帯の負担軽減に努めます。
- 障害福祉サービス等の周知を行い、難病患者や在宅重度障害者の地域生活での支援を行います。

基本施策1

早期発見・早期療育体制の整備

基本施策2

医療・リハビリテーションの充実及び
医療費の助成

基本施策3

難病患者及び在宅重度障害者への
支援

(6) 基本目標6 人にやさしい快適なまちづくりをめざして

- 全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及とこれに基づくまちづくりを行うとともに、障害のある人が暮らしている一般住宅のバリアフリー化についても各補助事業等の周知を行います。
- 障害のある人が安心して外出することができるよう交通・移動手段に対する助成、乗合バスのノンステップ化等に努めます。
- 防犯・防災などの安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障害のある人が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

基本施策1

バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境
の推進

基本施策2

交通・移動手段の整備充実

基本施策3

安全・安心のまちづくりの推進
(防犯・防災体制の整備)

3

障害福祉計画

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行について、国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。なお、目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の福祉施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成29年度末の福祉施設入所者数を平成25年度末時点の福祉施設入所者数から4%以上削減することとしています。

本市では、平成25年度末時点の入所者144人のうち18人が、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については6人削減することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成25年度末時点の福祉施設入所者数 (A)	144人	渋川市で支給決定を受け、障害者施設に入所している人の数
平成29年度末時点の福祉施設入所者数 (B)	138人	
【目標値】地域生活移行者数 (C)	18人 12.5%	平成29年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【目標値】削減見込(A-B) (D)	6人 4.2%	平成29年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としています。また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数や事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとしています。なお、就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度における利用者数が平成25年度における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指しています。

本市では、平成29年度中に6人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数については、31人の利用者数を目標とします。

なお、国の基本指針では、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とすることが基本となっていますが、市内に就労移行支援事業所が少ないことから、県と連携して障害のある人の就労移行に努めます。

区 分	数 値	備 考
平成24年度の年間一般就労移行者数	3人	平成24年度において福祉施設から一般就労した人の数
平成25年度の就労移行支援事業の利用者数	19人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成29年度の年間一般就労移行者数	6人 2倍	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	31人 1.63倍	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本としています。

区 分	数 値	備 考
【目標値】平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備の数	5か所	渋川地域(渋川市、榛東村及び吉岡町)としては、7か所

(4) 障害福祉サービス等の見込量

区 分		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	127	143	160
	サービス量(時間/月)	2,337	2,631	2,944
生活介護	実利用者数(人/月)	184	187	190
	サービス量(人日/月)	3,772	3,834	3,895
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数(人/月)	2	3	4
	サービス量(人日/月)	27	40	53
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数(人/月)	5	6	7
	サービス量(人日/月)	99	119	139
就労移行支援	実利用者数(人/月)	22	27	31
	サービス量(人日/月)	414	505	580
就労継続支援 (A型)	実利用者数(人/月)	15	16	17
	サービス量(人日/月)	320	341	362
就労継続支援 (B型)	実利用者数(人/月)	157	158	159
	サービス量(人日/月)	2,889	2,907	2,926
療養介護	実利用者数(人/月)	14	15	16
短期入所 (ショートステイ)	実利用者数(人/月)	12	13	14
	サービス量(人日/月)	121	131	141
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人/月)	125	142	159
施設入所支援	実利用者数(人/月)	140	139	138
宿泊型自立訓練	実利用者数(人/月)	8	8	8
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	実利用者数(人/月)	129	141	153
地域相談 支援	地域移行支援 実利用者数(人/月)	1	1	1
	地域定着支援 実利用者数(人/月)	3	3	3
障害児相談支援	実利用者数(人/月)	40	44	48
児童発達支援	実利用者数(人/月)	23	24	25
	実利用者数(人日/月)	359	374	390
放課後等デイサービス	実利用者数(人/月)	34	37	39
	実利用者数(人日/月)	381	414	437
保育所等訪問支援	実利用者数(人/月)	1	1	1
	実利用者数(人日/月)	2	2	2

区 分		H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末
児童入所支援(福祉型)	実利用者数(人/月)	10	10	10
児童入所支援(医療型)	実利用者数(人/月)	5	5	5

(5) 地域生活支援事業の見込量

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	
障害者相談支援事業	委託数	2	2	2	
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	実利用件数	2	2	2	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	
手話通訳者*・要約筆記者*派遣事業	実利用件数	196	258	342	
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	利用件数	10	11	13
	②自立生活支援用具	利用件数	21	22	23
	③在宅療養等支援用具	利用件数	25	27	29
	④情報・意思疎通支援用具	利用件数	10	11	12
	⑤排せつ管理支援用具	利用件数	1,578	1,673	1,773
	⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)	利用件数	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習終了見込者数)	入門過程(人)	10	10	10	
	基礎課程(人)	8	8	8	
移動支援事業	実利用者数	74	78	82	
	延べ利用時間数	8,094	8,903	9,793	
地域活動支援センター	設置数	4	4	4	
	実利用者数	100	102	104	
地域活動支援センター(他市町村利用)	委託数	5	5	5	
	実利用者数	28	29	30	

4 用語集

【あ行】

インクルーシブ教育

多様な人間性を尊重し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することをめざして、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みのことです。

インクルージョン

全ての人々が、疎外されることなく地域社会で文化的な生活が送れる社会の実現を目指し、また、全ての人を社会の構成員として包み込み、共に生き共に支え合うことをいいます。

NPO

民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体をいいます。

【か行】

学習障害（LD）

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を取得している職員を配置し、地域における相談支援事業者等における専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援及び地域移行に向けた取組を行っています。

権利擁護

自己の権利を表現することが困難な障害者に代わって、援助者が代弁し支援することです。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。たとえば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

こころのバリアフリー

「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障害・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。

【さ行】

渋川広域障害福祉なんでも相談室

平成18年10月に身体・知的・精神の障害者やその家族の相談に応じる渋川広域障害福祉なんでも相談室が市役所に開設されました。その後、平成21年4月に福祉庁舎（現：社会福祉センター）「ほっとプラザ」の開館とともに移転しました。なんでも相談室では、障害者及びその家族への各種支援のほか、学校や就職、生活全般の悩み相談に無料で応じています。

また、平成24年10月に障害者虐待防止センターが設置され、障害者虐待に係る通報等の受理（24時間365日）、障害者及び養護者に対して相談、指導及び助言（家庭訪問・カウンセリング等）、広報その他啓発活動及び緊急時の一時保護のための居室確保などを行っています。

手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生労働大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。

障害者

身体障害*、知的障害又は精神障害（発達障害も含む。）があるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

身体障害

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障害をいいます。別表に記載されている障害は、視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸の機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害です。

精神障害

脳をつかさどる判断・理解・推理・批判・分析などの精神機能が十分に機能しないため、精神活動の異常や偏りが生じる障害をいいます。

成年後見制度

判断能力が精神上的の障害（知的障害・精神障害・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。

【た行】

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などの事業を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業等を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

- Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉、地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成及び普及啓発等の事業を実施
- Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等及び自立と生きがいを高めるための事業を実施
- Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

知的障害

厚生労働省で5年ごとに実施される「知的障害児（者）基礎調査」に用いられる定義では、「知的機能障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人」としています。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

日常生活に著しく支障をきたすほど多動・注意集中困難・注意転動（気が散る）・衝動的に行動する等が目立ちます。様々な情報をまとめることが、困難であることが全ての場合共通します。

【な行】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害及びその他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、段差等の物理的障壁を取り除くことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁・文化・情報面の障壁・意識上の障壁など全ての障壁を取り除くという意味でも用いられます。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

要約筆記者

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者のために要約筆記を行う人のことです。

要約筆記の手法は、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達することをいいます。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法を用いて伝達することもあります。

【ら行】

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、共に普通に生活できるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。

「第3期渋川市障害者計画及び第4期渋川市障害福祉計画」の詳しい内容、各種の施策・サービス等については、下記までお問い合わせください。



第3期 渋川市障害者計画及び

第4期 渋川市障害福祉計画

【概要版】

平成27年3月

発行 渋川市

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電話：(0279)22-2111(代表)

編集 渋川市保健福祉部社会福祉課